



# JEFMA

## NEWS

NO. 11 2002年9月発行

編集・発行

社団法人 日本環境衛生施設工業会  
〒103-0012  
東京都中央区日本橋堀留町2-8-4  
日本橋コアビル  
TEL.03(3668)1881 FAX.03(3668)1882  
E-mail.jefma@jefma.or.jp  
http://www.jefma.or.jp

## 社団法人日本環境衛生施設工業会に

環境省が  
定款変更を認可 ～日本環境衛生工業会が名称変更～

当工業会では平成11年5月の第42回通常総会の了承を得て定款の変更作業に着手した。

その後、幾多の経緯をへて作成された最終変更案が平成14年度臨時総会（7月5日付書面表決）において全会員の同意決議を得たので、環境省に対して定款の一部変更認可申請書を提出していたが、この度、7月26日付をもって申請のとおり認可された。

定款の一部変更認可に伴い、当工業会の名称が「社団法人日本環境衛生工業会」から「社団法人日本環境衛生施設工業会」へ変更したこと等については、8月12日に登記されたので、当工業会から8月22日付文書をもって登記手続きが完了したことを環境省に報告し、会員会社、当工業会関係者及び関係団体に通知したところである。

なお、役員の新員増に伴う役員の新任等は今後の理事会及び総会において協議のうえ、実施される。

### 定款変更の要点

この度の定款変更は、平成8年9月20日閣議決定の「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（以下「指導監督基準」という。）に基づいて行ったものであり、主な変更箇所は以下のとおりである。

なお、個別の条文については、同「指導監督基準」関係資料として示されている「定款規定例」によった。

#### 1. 第1条（名称）関係

定款第3条の条文中「廃棄物処理施設及び公害防止施設（以下「環境衛生施設」という。）」の表現にあわせ、名称を「社団法人 日本環境衛生施設工業会」とした。

第4条第4号に「環境衛生施設に関する内外関係団体との交流及び協力」を行うとしていることから、海外関係団体等と情報交換を行う上で英文名 JAPAN ENVIRONMENTAL FACILITIES MANUFACTURERS ASSOCIATION 及びその略称 JEFMA を明記した。

#### 2. 第3条（目的）関係

廃棄物の適正処理を確保するため、優良な環境衛生施設の整備普及に必要な技術の向上に通じる「情報収集、調査研究等」の語句を掲げ、目的を更に明確にした。

#### 3. 第4条（事業）関係

廃棄物の実態に則した事業を実施できるように規定するなど、それぞれの事業の記述を整理した。

#### 4. 第12条(種類及び定数)

##### (1) 第1項関係

「指導監督基準 4 機関 (1) 理事及び理事会 ⑤」の「また、同一の業界の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1以下とすること。」に従い、平成13年度第44回通常総会において、理事の定数16人以内はそのままとし、正会員から選出される理事を8人以内に減員したので、理事定数の増加により正会員理事数を増加させるべく、現行16人以内の理事定数を20人以上26人以内とした。

##### (2) 第2項関係

理事定数が大幅に増加したこと、及び上記の「定款規定例」にならって、副会長の定数を2人以上とした。

### 定款変更の認可までの経緯

- 平 8. 7. 16 「公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議の開催について」閣議口頭了解
- 平 8. 9. 20 「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」閣議決定
- 平 9. 12. 16 「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」改正閣議決定
- 平10. 12. 8 政府・自民党、公益法人の見直し着手
- 平11. 3. 15 工業会、定款変更の要点を厚生省水道環境部環境整備課に提出
- 平11. 5. 10 工業会・厚生省協議
- 平11. 5. 20 第42回通常総会における役員の改選構成は従来どおり
- 平11. 5. 20 定款の変更作業着手について総会で了承
- 平11. 8. 13 公正取引委員会による勧告(対5社)及び警告(対5社)
- 平11. 9. 24 環境整備課の指示  
「現在、同一関係業界から出ている監事を外部の人に替える必要あり」

#### 平11. 11. 1 監事の交代

臨時総会(書面表決)により、これまで正会員から選任されている監事2名を特別会員から選出される監事2名に変更

### 定款改定作業を中断

#### 平12. 12. 1 行政改革大綱閣議決定

平13. 1. 6 省庁再編により当工業会の主管課が厚生省 生活衛生局 水道環境部環境整備課から環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課に移行

平13. 3. 21 環境省廃棄物・リサイクル対策部に問い合わせた結果、行政改革大綱に沿って、現定款のまま「同一業界からの理事を理事現在数の2分の1以下となるよう、改選手続きを始める」ことになった

平13. 4. 9 平成13年度 第1回理事会(書面表決) 常任参与設置規程を承認し、理事でなくなる正会員を常任参与とする

平13. 4. 24 平成13年度 臨時総会(書面表決) 現在の常任理事7名を継続して正会員から選出される理事とすることを承認

平13. 5. 10 平成13年度 第2回理事会 現特別会員である会長、副会長、専務理事の3氏に加え、あらたに学識者4氏を特別会員として入会することを承認、この7名を理事として推薦することを承認

平13. 5. 17 第44回通常総会  
<平成13年度第3回理事会総会を一時中断して開催>  
正会員たる理事7名について選任の報告  
特別会員の理事候補として第3回理事会において推薦された7名の選任について承認

平13. 6. 8 平成13年度 第4回理事会

	常任理事には正会員から選任された理事7名を選任		を開催することの理事会承認（書面表決）
平13. 11. 27	中断中の定款変更作業再開について廃棄物対策課あて要請	平14. 7. 5	定款変更の認可申請を行うことについて正会員の3分の2以上の同意を得るために臨時総会開催（書面表決）
平13. 12. 26	定款変更案を廃棄物対策課に提出		
平14. 1. 24	廃棄物対策課に定款変更作業の促進について依頼	平14. 7. 10	定款の一部変更認可申請書を環境省に提出
平14. 5. 20	第45回通常総会 現定款のまま実施		
平14. 6. 11	廃棄物対策課意見による修正案を提出	平14. 7. 26	定款の一部変更を環境省が認可
		平14. 8. 12	登記
平14. 6. 18	定款変更認可申請について臨時総会	平14. 8. 22	登記完了等の届出を環境省に提出